

意見書

西 企 営 第 1 8 8 号
平成 2 4 年 3 月 1 9 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごう
大阪府大阪市中心区馬場町 3 番 1 5 号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。
モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps（当初）の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきており、もはや、両者は同一市場の中でサービスを提供し、ユーザがこれを選択するといった環境となっております。
加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。
- ・ このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定とモバイルの垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- ・ こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえ、依然として固定とモバイル、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。
- ・ 来年度からは競争セーフガード制度に替わり、公正競争レビュー制度が導入されますが、ブロードバンドの普及促進を目的とした検証を行うにあたっては、こうしたブロードバンド市場の実態を的確に捉え、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。また、ブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した

議論がなされるべきです。当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えており、こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起これ、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると思えます。

このため、参入・普及が進んでいる、或いは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと思えます。

- なお、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備され、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、こうした検証に基づき、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと思えます。
- 加えて、今年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視事項とされておりますが、注視事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行っていただきたいと思えます。

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

検証結果案	当社意見
<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきか等の論点(意見4、5)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭で申し上げたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、もはや、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきている中、他の通信事業者の事業展開にあたっては、端末系伝送路設備だけでなくモバイルアクセスの利用も必要不可欠となっています。 <p>また、端末系伝送路設備に関しても、光ファイバ回線の場合、線路敷設基盤のオープン化により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、現に健全な設備競争が進展している点でメタル回線とは大きく状況が異なります。</p> <p>現に、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」にて超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が示されていますが、NTT東西のFTTHサービスシェアが低いエリアほど基盤利用率が高い(例 東京都：基盤利用率1位 NTTシェア：35位、滋賀県：基盤利用率2位 NTTシェア：47位)、すなわち他事業者が積極的に事業展開し、競争が促されている傾向にあります。このように、光ファイバ回線に係る設備競争の利活用促進に対する寄与度が大きく、メタル回線のシェアとブロードバンドサービス市場の競争状況には直接的な関連がないことを踏まえれば、光ファイバ回線のボトルネック性は当該回線個別の状況をもって判断すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、今後の指定要件に関する検証においては、光ファイバ回線とメタル回線を明確に区分し、モバイルアクセスも含め、個々にボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</p>

検証結果案	当社意見
	<ul style="list-style-type: none">• また、従来から申し上げているとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>マンション向け屋内配線について第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の対象とし、転用ルールについて整備すべきかという論点(意見13)について</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約17%(NTT 東日本)、約16%(NTT 西日本)(いずれも平成23年3月末時点)に留まっており、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)のFTTHシェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえ、光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション向け屋内配線については、NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から、一種指定設備に該当するものではないと考えております。 ・ なお、マンション向け屋内配線の転用については、当社としては、昨年3月にKDDI殿に対し当社の基本的考え方を提示するとともに、まずは具体的な転用手続きや条件等を整理するため、相互転用を希望する具体的な個別物件を提示いただくことに同意いただいております。相互転用の実施に向けて、事業者間協議を進めているところです。

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(ア) NGN の帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見18)について</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、NGNのNNIにおけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP網同士の直接接続が現に検討される中、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である。</p> <p>また、NGNのSNIにおけるプラットフォーム機能については、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGNにおける機能に係るアンバンドルの考え方を踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上では、既にGoogleやApple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多様なコンテンツ・アプリケーションサービスが提供されており、音声通信もアプリケーションサービスの1つに過ぎず、多様なプレイヤーが自由にサービスを提供しております。 ・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要と考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。 ・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。 ・ なお、平成24年4月に開催予定の第7回「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」において、「事業者間の接続形態」をテーマに議論予定であり、この場を活用して「通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI)」についても具体的なお要望をご提示いただければ、その内容を基に検討していく考えです。

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(イ) NGN における公正競争環境を確保するため、GC 接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきかという論点 (意見 18) について</p> <p>接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであるところ、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会 (接続委員会) において、技術的・政策的な観点から多角的な検討が行われているところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から申し上げているとおり、GC 接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU 共用と同様に、 <ul style="list-style-type: none"> - サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること、 - 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること、 - 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること、 <p>といった、極めて重大な問題があり、また、実現にあたっては、膨大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすことになることから、当社として実施する考えはありません。</p> <p>また、分岐回線単位の接続料を設定することについても、OSU を事業者間で共用して 1 芯を利用している場合であれ、OSU を専用して 1 芯を利用している場合であれ、1 芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、 - 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、 - サービス提供事業者が 1 芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、 <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p>

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(ウ) 地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを整備すべきかという論点(意見19)について</p> <p>光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものである。</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、協議が十分に進んでいない状況にあることから、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、具体的な要望をいただいております。ただし、ブロードバンド答申において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、必要に応じ要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。なお、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること - 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内での引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(エ) コロケーション及び中継ダークファイバの利用ルールについて改善すべきかという論点（意見21）について</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。</p> <p>同答申においては、「まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度が長期間Dランクのままとなっているか、どういった地域でDランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」とされていることから、当該調査を行った上で、現在の対応について見直すべき点があるか検討することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、コロケーションスペースに空きがないビルにおいて、交換機等の当社設備の更改等により空きが発生した場合は、速やかに情報を更新する等リソース管理や情報開示を適切に実施しております。 ・ また、コロケーションスペースの増設計画を行う際は、決定後速やかに当社ホームページに自主的に、増設予定時期の情報を開示しており、今後も引き続き実施していく考えです。 ・ なお、コロケーションスペースの増設については、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しており、ブロードバンド答申においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

検証結果案	当社意見
<p>(ア) 第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘（意見26、27、28）について</p> <p>二種指定設備制度の対象については、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論を得たことから、これを踏まえた検討を行う。</p> <p>(イ) 二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）の指定に当たっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘（意見29）について</p> <p>二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。</p> <p>なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するにあたっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイル殿の契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、ブロードバンド答申及び現在意見募集されている電気通信事業法施行規則改正案において、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とすることは、当然の措置であると考えます。 しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、二種ガイドライン）に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他社との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示をすることを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。

(5) その他

検証結果案	当社意見
<p>(イ) 競争事業者から NTT 東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続きの不備によりユーザへの請求が二重に行われるトラブルが多発しているため、実態を検証する必要があるとの指摘（意見 5 3）について</p> <p>御指摘の事案について、NTT 東西は、番号ポータビリティを行う場合には、移転先事業者から移転元事業者に対し、利用者が電話サービスを切り替えた旨を伝達することとしている。また、NTT 東西において、同社へ番号ポータビリティを行った利用者の移転元事業者に対し当該切替えを伝達せずに二重請求が発生した事例を確認したことから、社内において注意喚起を行ったほか、再発防止のための措置を講じたとしている。</p> <p>当該措置が徹底されない場合は、利用者に不利益を与えることとなるため、当該措置の運用について注視していくこととする。</p> <p>なお、NTT 東西による接続関連情報の取扱いについては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号において目的外利用が禁止されているほか、改正法により導入された機能分離によりその適正性を担保することが求められており、総務省においてその遵守状況を引き続き注視していくこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者である当社から移転元の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様および事業者への対応を行い、是正に努めてきたところであり、今後とも二重請求が起こらないよう再発防止の徹底に努めていくとともに、システム面での対処について本年 5 月に実施する予定です。

検証結果案	当社意見
<p>(ウ) 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT 東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要があるとの指摘（意見55）について</p> <p>NTT 東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジュールを共有することが必要であり、今後、NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。</p> <p>また、2020 年代初頭においてもメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。</p> <p>なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタルから光へのマイグレーションについては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、確定したものはなく、関係者に共有できる状況にはありません。 ・ いずれにしても、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した際には、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。 ・ なお、当社としては、PSTN（コアネットワーク）のマイグレーションにあたっては、円滑な移行を図っていくために、お客様対応にあたっては、お客様の利用動向を踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間を取ることにより、極力お客様や関係事業者にご迷惑をおかけしないように責任をもって進めて行く考えです。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について

(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について

検証結果案	当社意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について</p> <p>(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始したところです。 ・ その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 ・ また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供や、固定通信の顧客獲得にあたって移動通信の料金を割り引くといった手法が、競争事業者の不当な排除や、不当な相互補助にあたらぬか、十分な検証が必要であると考えます。